

動物の愛護及び管理に関する法律【抜粋】

第一章 総則（目的）第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

第二章 動物の適正な飼養及び保管 第一節 総則（動物の所有者又は占有者の責務等）第五条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染症の疫病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置 第十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として総理府令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

第十六条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物として政令で定める動物の飼養について許可を必要とする等により制限し、当該動物の所有者又は占有者その他関係者に対し、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、必要があると認めるときは、その職員に、当該動物の所有者又は占有者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、当該動物の飼養状況を調査させる等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

第五節 動物愛護担当職員 第十七条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第十三条第一項の規定による立入検査又は前条の規定に基づく条例の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であって獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てる。

（犬又はねこの繁殖制限） 第二十条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認められる場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。

第五章 罰則 第二十七条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、三十万円以下の罰金に処する。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準【抜粋】

第1 一般原則 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。

2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。

第3 飼養及び保管に当たっての配慮 1 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境・家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

第4 共通基準 1 所有の明示 家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落、消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講ずるよう努めること。

2 健康及び安全の保持 所有者等は、下記事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るよう努めること。

（1）家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。

（2）疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置を講ずること。

（3）所有者等は、適正な飼養保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養保管施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内の適切な温度、湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、衛生状態の維持に配慮すること。

3 生活環境の保全 （1）所有者等は、自らが飼養保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を、損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

（2）所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺の生活環境の保全に努めること。

- 4 適正な飼養数 所有者等は、その飼養保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。
 - 5 繁殖制限 所有者は、その飼養保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。
 - 8 逸走防止等 所有者等は、下記事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、万が一に逸走した場合は、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。
 - (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止のために配慮した構造とすること。
 - (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。
 - 10 緊急時対策 所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。
- 第6 ねこの飼養及び保管に関する基準 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、ねこの疾病の感染防止、不慮の事故防止等健康と安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止等健康と安全の保持に十分な配慮を行うこと。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県知事等(法第18条第1項に規定する都道府県知事等をいう。)に引取りを求めると。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 第8 その他 所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。
- 第9 準用 第2の(2)に規定する目的以外の目的で飼養及び保管される犬又はねこについては、当該動物の飼養保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

ねこの新しい飼い主さんの誓い 【正】 / 【副】

動物愛護管理法の精神及び係る法令などに基づき、また愛護動物の飼い主の倫理と責務を守り生涯適正に愛しつづけることを誓います。
 遺棄、衰弱虐待、殺傷、譲渡規定、周辺環境の保全やそのほか、罰則の有無に関わらず飼い主に係る一切の責務を負うことに異存はありません。

年 月 日

住所

氏名

印

電話

保証人・同意書 (ご家族)

愛護動物の記録 年 月 日

仮の飼い主・住所氏名

ねこの名前・特徴・写真

新しい飼い主・緊急のご連絡先

新しい飼い主のID 住民票 健康保険書
運転免許証 その他

動物愛護管理法 動物には命があり、人と共生します。

終生飼養 一生涯、一緒に暮らす家族です。
繁殖制限 飼いが続けられないときは産ませません。

適正飼養 生態、本能、習性をよく考え、感染症の知識を持ちましょう。
殺傷・衰弱虐待・遺棄 殺す傷つける、衰弱させる虐待や捨てることは犯罪です。
譲渡 動物を譲るより他に方法がないときには終生の適正な飼い主を探します。